

令和6年度鶴岡市がんばる中小企業応援事業補助金交付要綱

令和6年4月1日

告示第222号

改正 令和6年8月1日告示第452号

1 目的及び交付

市長は、本市の産業振興及び令和6年7月25日に発生した大雨（以下「大雨」という。）による被害からの復旧を支援するため、本市の中小企業者等が行う、経済情勢・経営環境の変化に対応するための積極的な新分野展開等支援事業、生産設備等導入事業及び新製品開発支援事業並びに大雨に係る災害復旧支援事業に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象者

補助の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）
- (2) 前号に準ずるものとして市長が特に認めるもの

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。ただし、第1号から第3号までに掲げる事業にあつては、経済情勢、経営環境等の変化に対応するため、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条の規定により経済産業大臣の認定を受け経営革新等支援業務を行う者及び公益財団法人庄内地域産業振興センターのいずれか（以下「認定支援機関等」という。）からその計画内容の確認を受けたものに限る。

- (1) 新分野展開等支援事業 新分野展開、業種・事業転換等の取組を通じた事業規模の拡大等に要する事業
- (2) 生産設備等導入事業 既存設備の効率化又は生産能力の向上に資する機械設備等を導入する事業
- (3) 新製品開発支援事業 事業化を目的とした製品開発又は既存製品の改良及び過去1年以内開発した新製品の販路開拓事業

(4) 災害復旧支援事業 大雨により被害を受けた機械設備の修繕若しくは購入又は施設内装（施設の床又は壁をいう。以下同じ。）の修繕を行う事業（令和6年7月25日以後も当該機械設備又は施設により事業を継続するものに限る。）

4 補助対象経費等

補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

5 除外

第3項の規定にかかわらず、災害復旧支援事業のうち、補助対象経費の合計額（補助対象経費に係る機械設備の購入若しくは修繕又は施設内装の修繕に対する保険金等（以下単に「保険金等」という。）が支払われる場合にあつては、補助対象経費の合計額から保険金等の額を減じて得た額）が6万円に満たないものは、補助の対象としない。

6 災害復旧支援事業に係る補助金額の例外

災害復旧支援事業のうち、保険金等が支払われる場合であつて、その保険金等の額が補助対象経費の合計額から別表の規定により算出した補助金の額を減じて得た額（以下「自己負担額」という。）を超えるときは、保険金等の額と自己負担額との差額を補助金額から減ずるものとする。

7 交付申請

交付申請書に添付すべき書類は、規則第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 新分野展開等支援事業、生産設備等導入事業及び新製品開発支援事業の場合

ア 鶴岡市ががんばる中小企業応援事業補助金計画書（新分野展開等支援事業、生産設備等導入事業及び新製品開発支援事業）（様式第1号）

イ 認定支援機関等確認書（様式第2号）

ウ 法人にあつては、役員名簿及び登記事項証明書の写し（申請日から起算して過去3月以内のものに限る。以下同じ。）

エ 個人事業者にあつては、令和5年の決算書（令和6年に開業した事業者にあつては、開業届）及び本人確認書類（運転免許証等）

オ 市税納付状況の照会に係る届出

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 災害復旧支援事業の場合

- ア 鶴岡市がんばる中小企業応援事業補助金計画書（災害復旧支援事業）（様式第3号）
- イ 見積書
- ウ 被災証明書（鶴岡市長が交付したものに限る。）
- エ 法人にあつては、役員名簿及び登記事項証明書の写し
- オ 個人事業者にあつては、令和5年の決算書（令和6年に開業した事業者にあつては、開業届）及び本人確認書類（運転免許証等）
- カ 市税納付状況の照会に係る届出
- キ その他市長が必要と認める書類

8 交付の決定に係る意見聴取

市長は、補助金の交付を決定するに当たり、学識経験者等の意見を聴くものとする（災害復旧支援事業の場合を除く。）。

9 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の2割以内の増減とする。

10 実績報告書

実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は令和7年2月28日のいずれか早い日とする。

11 財産の処分制限

補助事業により取得し、又は効用が増加した財産のうち、処分を制限するもの（以下「処分制限財産」という。）は、取得価格、修繕価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び器具並びに施設内装とし、処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

12 処分制限財産の処分の手続

補助事業者は、処分を制限する期間内に処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ補助事業取得財産の処分承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、当該承認に係る財産を処分することにより補助事業者収入があったときは、市長は、承認をした補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当す

る金額を市に納入させることができるものとする。

1.3 交付の制限

同一の補助対象者に対する補助金の交付は、1回に限るものとする。

1.4 帳簿等の保管

規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、令和11年度の末日までとする。

1.5 その他

この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行し、改正後の令和6年度鶴岡市がんばる中小企業応援事業補助金交付要綱の規定は、同年7月25日から適用する。

別表（第4項関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
(1) 新分野展開等支援事業	機械装置・工具器具費、委託費・共同研究費、外注加工費、専門家謝金・旅費、市場調査費、広告宣伝費、その他市長が必要と認める経費（消費税を除く。）	2分の1以内	100万円 （設備投資を伴わないものは上限30万円）
(2) 生産設備等導入事業	機械装置・工具器具費、原材料費、委託費・外注加工費、その他市長が必要と認める経費（消費税を除く。）	2分の1以内	100万円 （設備投資を伴わないものは上限30万円）
(3) 新製品開発支援事業	原材料費、機械装置・工具器具費、委託費・共同研究費、外注加工費、専門家謝金・旅費、市場調査費、会場設営費・出展費、広告宣伝費、その他市長が必要と認める経費（消費税を除く。）	2分の1以内	100万円 （設備投資を伴わないものは上限30万円）
(4) 災害復旧支援事業	被災した機械設備の更新及び修繕に係る費用並びに施設内装の修繕に係る費用（機械設備の更新にあつては、当該被災した機械設備の修繕が困難であると市長が認める場合であつて、被害を受ける前と同程度の機能を有するものとして市長が認めるものを購入するときに限る。）（令和6年7月25日から補助金の交付の決定を受けるまでに支払ったものを含む。）（消費税を除く。）	2分の1以内	100万円

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

様式第1号（第7項関係）

鶴岡市がんばる中小企業応援事業計画書（新分野展開等支援事業、生産設備等導入事業及び新製品開発支援事業）

1 申請者の概要

本店の所在地 (個人の場合は住所)	
名称 (商号又は屋号)	
代表者役職・氏名	
資本金の額 (法人の場合)	
従業員数 (申請日時点)	
業種	
主な事業内容	
担当者役職・氏名	
担当者メールアドレス	
担当者電話番号	

2 事業計画

事業区分	<input type="checkbox"/> (1)新分野展開等支援事業 <input type="checkbox"/> (2)生産設備等導入事業 <input type="checkbox"/> (3)新製品開発支援事業
事業名	
事業の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・申請する事業が事業者や本市の産業振興にどのような効果をもたらすのか、必要性や重要度などを具体的に記載してください。 ・申請事業のターゲットと目的を明記し、目的とターゲットが結びつく内容を記載してください。 	
事業の背景 <ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業に申請した経緯を記載してください。 	
事業の具体的取組内容 <ul style="list-style-type: none"> ・図表や画像等を用い具体的かつ詳細に記載してください。 	
新規性や先進性 <ul style="list-style-type: none"> ・新規性や先進性、今後の展望について、業界の状況などを踏まえ具体的に記載してください。 ・市場性や将来性を考慮した費用対効果の高いものとなっているのかを具体的に記載してください。 	
手法・技術力・組織体制 <ul style="list-style-type: none"> ・記載した事業内容を実現するために、どのような方法で事業を進めていくのか具体的に記載してください。 ・外部機関等からの指導や連携により、より実効性の高い仕組みを整えているか具体的に記載してください。 	

費用の低減 ・費用の低減に向けた取組みについて具体的に記載してください。	
地域に対する波及効果 ・所属する業界や周辺地域など、地域経済への波及効果が期待される場合はその内容を具体的に記載してください。	

3 事業スケジュール

(本事業スケジュールを実施項目ごとに記載ください。枠が不足する場合は適宜追加してください。)

実施項目	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

4 年度別収支計算書

(単位：千円)

	1年間 (令和 年度)	2年間 (令和 年度)	3年間 (令和 年度)
売上高			
期首商品棚卸高			
当期仕入高			
期末商品棚卸高			
売上原価			
売上総利益			
人件費			
広告宣伝費			
車輛燃料費			
水道光熱費			
消耗品費			
地代家賃			
減価償却費			
その他			
販売管理費計			
営業利益			
営業外収入			
支払利息			
その他営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			

※必要に応じて記載欄を修正していただくことも可能です。

鶴岡市がんばる中小企業応援事業補助金

認定支援機関等確認書

事業者名： _____

代表者役職氏名： _____

事業計画名： _____

確認事項	チェック
(1) 補助事業の内容は申請要領に定める目的に合致する事業となっている。	<input type="checkbox"/>
(2) 補助申請額は100万円(設備投資を伴わないものは30万円)以内となっている。	<input type="checkbox"/>
(3) 申請する補助対象経費は、申請要領に沿った経費となっている。	<input type="checkbox"/>
(4) 補助事業計画作成につき、指導・助言した事項	

以上のとおり、上記の事業者が作成した鶴岡市がんばる中小企業応援補助金事業計画書について、内容の確認をしました。

年 月 日

認定支援機関等名： _____

（認定支援機関等担当者役職氏名： _____）

様式第3号（第7項関係）

鶴岡市がんばる中小企業応援事業補助金計画書（災害復旧支援事業）

1 申請者の概要

本社又は主たる事業所の所在地 (個人の場合は住所)	
名称 (商号又は屋号)	
代表者役職・氏名	
資本金の額 (法人の場合)	
従業員数 (申請日時点)	
業種	
主な事業内容	
事業継続の意思	令和6年7月25日以後も鶴岡市内で事業を営む意思がある。 はい ・ いいえ どちらかを○で囲む
担当者役職・氏名	
担当者メールアドレス	
担当者電話番号	

2 事業計画

事業区分	災害復旧支援事業
事業実施期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
被害の内容 ・被災した機械設備・施設の名称、破損箇所、機能等を記入してください。	
被害の状況 ・機械設備・施設が被災したことがわかる画像を貼付し、どのように被害を受けたのか具体的に記載してください。	
復旧の概要 ・被害を受けた機械設備・施設について、どのように復旧するか記載してください。 ・新たに購入する場合、被災した機械設備との機能面での違いを記入してください。	

3 復旧スケジュール

(機械設備・施設内装ごとに記載ください。枠が不足する場合は適宜追加してください。)

機械設備・施設内装名	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

4 年別収支計算書

(単位：千円)

	1年間 (令和6年)	2年間 (令和7年)
売上高		
期首商品棚卸高		
当期仕入高		
期末商品棚卸高		
売上原価		
売上総利益		
人件費		
広告宣伝費		
車輛燃料費		
水道光熱費		
消耗品費		
地代家賃		
減価償却費		
その他		
販売管理費計		
営業利益		
営業外収入		
支払利息		
その他営業外費用		
経常利益		
特別利益		
特別損失		
税引前当期利益		

--	--	--

※必要に応じて記載欄を修正していただくことも可能です。

様式第4号（第12項関係）

年 月 日

鶴岡市長

様

申請者 住 所
名称及び
代表者氏名

補助事業取得財産の処分承認申請書

年 月 日付け鶴岡市指令商第 号で交付（変更）決定通知のあった令和6年度鶴岡市がんばる中小企業応援事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、令和6年度鶴岡市がんばる中小企業応援事業補助金交付要綱第12項の規定により承認くださるよう申請します。

- 1 品目及び取得年月日
- 2 処分の理由
- 3 処分の方法
- 4 取得価格及び時価